

## 技術支援に関する規程

平成 13 年 4 月 26 日 制 定

平成 14 年 4 月 25 日 一部改定

平成 24 年 4 月 1 日 一部改定

### はじめに

一般社団法人札幌放射線技師会は、定款第 3 条の精神に基づき会員が急務等により一時休暇を取得する場合の技術支援および退職会員の技能を社会に還元し、会員の福利相互扶助を実践し無資格者による業務排除と地域医療への貢献を推進する目的でこの規程を定める。

### (総 則)

第 1 条 この規程は一般社団法人札幌放射線技師会（以下「当法人」という。）における技術支援に必要な事項を定めるとともに以下の事業を行う。

- 2 会員および会員の施設の要望により技術支援を行う。
- 3 技術支援協力会員登録制の実施。（支援可能な人材の登録）

### (支援期間および待遇)

第 2 条 技術支援の期間は、日雇的または臨時的な短期間とする。また技術支援に関わる賃金、手当（交通費等）に関しては、別記に定める額を基本とする。

### (技術支援要請)

第 3 条 技術支援を希望する場合は、あらかじめ当法人担当者に連絡すること。

2 技術支援要請の際には当法人に対して、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ所定の労働条件通知書（別紙）の交付により明示すること。ただし緊急の必要性があり、あらかじめ労働条件通知書の交付ができないときは、当該明示すべき事項を別の方法により明示すること。

3 労働条件通知書の内容が法令に対して違反したり、通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合、またはこの規程の主旨に反する場合には、受理しないこともある。

- 4 技術支援要請手数料は無料とする。

### (技術支援協力会員・施設の登録)

第 4 条 技術支援協力者は、当法人会員に限る。

2 技術支援協力会員および施設は、あらかじめ所定の技術支援登録票（別紙）に必要な事項を記入の上、当法人担当者に申し込み、理事会の承認を得て登録する。

### (登録の抹消)

第 5 条 登録の抹消にはその理由とともに速やかに当法人担当者に連絡する。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、登録申し込みを条理しないことがある。また登録の抹消は理事会において決する。

- (1) 当法人の名誉または会員としての名誉を毀損したとき。
- (2) 当法人の目的に違反、または秩序を乱したとき。
- (3) この規程に違反したとき。

(技術支援の紹介)

第6条 当法人は技術支援協力会員に対して、その希望と能力に応じた技術支援要請施設を紹介する。

- 2 当法人は技術支援要請施設に対して、その希望に適合する技術支援協力会員を紹介する。
- 3 紹介に際しては、業務内容、賃金、労働条件等をあらかじめ書面にて提示する。
- 4 当法人は雇用条件に関する争議には関与しない。また就労に関わる不慮の事故およびけが等については、派遣先の施設が対応し当法人としては一切責任を負わない。
- 5 技術支援要請施設および技術支援協力会員双方の雇用成立時は、業務契約書（別紙）に基づき契約書を作成、双方で保管する。

(その他)

第7条 雇用関係が成立したときは、技術支援協力会員は速やかに当法人担当者に報告すること。また雇用が成立しないときも同様とする。

- 2 雇用関係が終了したときも技術支援協力会員は速やかに当法人担当者に報告すること。
- 3 この技術支援の手続きで知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏らしてはならない。

附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は平成 13 年 4 月 26 日より施行する。
3. この規程は平成 14 年 4 月 25 日より施行する。
4. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

別記 派遣基準賃金

- (1) 基本的には時給 5,000 円とする。
- (2) 交通費等の手当てに関しては実費とする。
- (3) 別記(1)の金額は公益社団法人日本放射線技師会が定めた金額であり、あくまで目標値とするもので、時価に照らし変動するものであり、要請施設との合意により取り決める。